

第2次宮代町 男女共同参画プラン



男女の人権が尊重された
みんなにやさしいまちづくり



宮 代 町

はじめに



21世紀は人権の世紀とも言われていますが、近年わが国の社会情勢は、少子高齢化、女性の社会進出等、急速に変化しており、こうした社会環境に対応する上でも、女性も男性も互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現は重要な課題となっています。

このような状況の中、国では、平成11年（1999年）6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、埼玉県においては、全国に先駆けて平成12年（2000年）4月に「埼玉県男女共同参画推進条例」が施行されました。埼玉県では、平成14年（2002年）2月に、この条例に基づく基本的な計画として「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」が策定されるなど、女性の地位向上や男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが、総合的かつ計画的に推進されてきました。その後、国では「第3次男女共同参画基本計画」が、また、埼玉県では「埼玉県男女共同基本計画」が相次いで策定されています。

宮代町では、平成6年（1994年）3月に「みやしろ女性計画」を策定し、平成21年（2009年）8月には「宮代町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきたところですが、未だに、固定的な性別役割分担意識や習慣が依然として残っていることや、最近では、配偶者等からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメントのほか、デートDVやジェンダー（社会的・文化的な性差）などの新たな課題も生じております。

そこで、なお一層の男女平等意識の啓発、配偶者等からの暴力防止及び被害者に対する支援など、様々な施策の推進を図るため、DV被害者支援基本計画の性格をあわせ持つ「第2次宮代町男女共同参画プラン」を策定しました。

今後も、町民の皆様や関係機関、諸団体、事業者と連携し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと存じますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、このプランの策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提言いただきました「宮代町男女共同参画社会推進会議」委員の皆様、町民の皆様、関係の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成27年3月

宮代町長

榎本和男

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画見直しの趣旨	2
2	計画の性格	3
3	計画の期間	4
4	計画の背景	5
	(1) 社会環境の変化	5
	(2) 女性施策に関する国内外の動き	8

第2章 基本理念と基本目標

1	基本理念	14
2	基本目標	14
3	施策の体系	18

第3章 計画の内容

1	男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	22
	(1) 人権尊重の推進	22
	(2) 男女平等意識の啓発	23
	(3) 男女平等、人権尊重教育の実施	24
2	男女が共に支えあう地域づくり	27
	(1) 政策や方針決定過程への男女共同参画の促進	27
	(2) 家庭、地域への男女共同参画の促進	29
	(3) 男女がともに働きやすい環境づくり	32
3	安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり	34
	(1) 防災分野における男女共同参画の推進	34
	(2) 子育てしやすい環境の整備	35
	(3) 生涯を通じた健康支援の推進	37
	(4) 高齢者への支援体制の充実	39
4	暴力のない社会づくり	40
	(1) 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	40
5	計画推進の体制づくり	42
	(1) 男女共同参画を推進するための体制の整備・充実	42
	(2) 庁内の男女平等施策の推進	43

資料編

1	男女共同参画に関する年表	46
2	関連法令・条例	51
	日本国憲法（抄）	51
	世界人権宣言（抄）	52
	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	53
	男女共同参画社会基本法	60
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	66
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	78
	次世代育成支援対策推進法	88
	埼玉県男女共同参画推進条例	96
3	男女共同参画社会推進会議設置規程	100
4	男女共同参画社会推進会議委員名簿	102

第 1 章

計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画見直しの趣旨

我が国では、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが着実に進められてきています。平成11年（1999年）に制定された男女共同参画社会基本法では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することが出来る男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけています。

このような状況の中、宮代町では、平成21年（2009年）8月に「宮代町男女共同参画プラン」を策定し、新たな課題や取り組むべき施策の方向を明らかにし、男女共同参画社会の実現に向けて、目標を定め、施策を総合的、計画的に推進してまいりました。

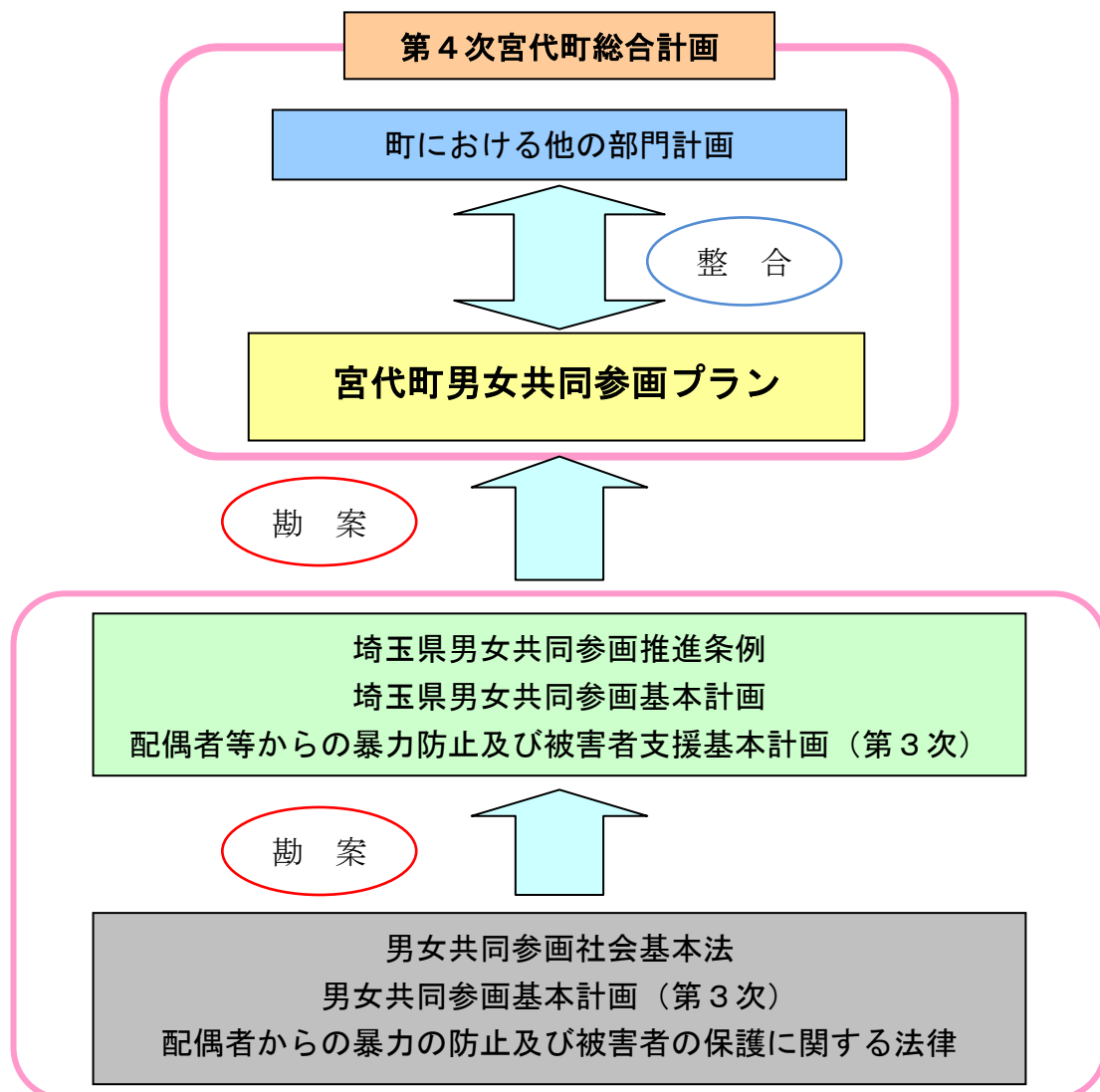
近年、男女共同参画社会は徐々に実現しつつありますが、「男は仕事、女は家事」というような固定的役割分担意識や慣行はまだ残っており障害となっています。一方、社会情勢の変化に伴い、女性の社会進出が進んだといわれていますが、女性管理職への登用、平成23年（2011年）3月11日の東日本大震災の発生により、防災、復興の分野における男女共同参画の視点の必要性が叫ばれるようになるほか、配偶者等による暴力（DV※1）による被害者が増加傾向にあるなど新たな課題が生じています。

このようなことから、平成24年（2012年）には「埼玉県男女共同参画基本計画」「埼玉県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」が策定されたことも踏まえ、これまで取り組んできた各種施策事業を引き継ぐとともに、新たな課題に対応し、性別にとらわれることなく、互いに尊重し合い、自分らしく能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざして「宮代町男女共同参画プラン」を見直すこととしました。

※1 DV：夫や恋人など親密な関係にある、又はあったパートナーから受ける暴力のことで、ドメスティック・バイオレンスの略です。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚し、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする」と定義しています。

2 計画の性格

- (1) この計画は、宮代町が男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的、計画的に推進するための指針となるものです。
- (2) この計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、進むべき方向と具体的な目標及び目標を達成するための施策体系を明らかにするものです。
- (3) この計画は、男女共同参画社会基本法はもとより、国及び県がそれぞれ策定した関連計画や町が策定した各種計画等との整合を図り策定したものです。
- (4) 本計画のうち、基本目標4「暴力のない社会づくり」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として策定したものです。
- (5) この計画は、公募の市民や識見者からなる「宮代町男女共同参画社会推進会議」委員に検討いただく等、町民の意見や要望を反映して策定しました。



3 計画の期間

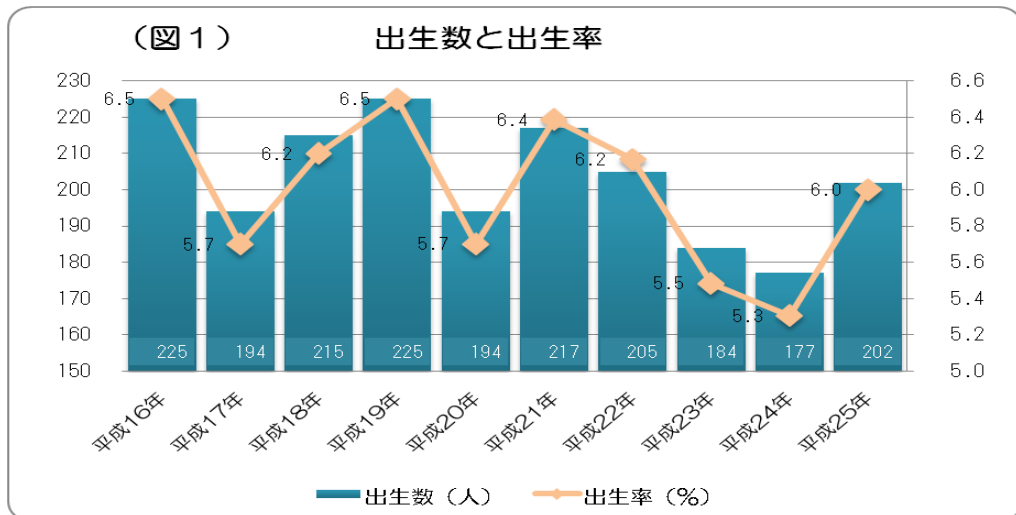
この計画の期間は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの 7 年間とします。なお、第 4 次宮代町総合計画の内容や社会情勢の変化等に応じ、必要によって見直しを行います。

4 計画の背景

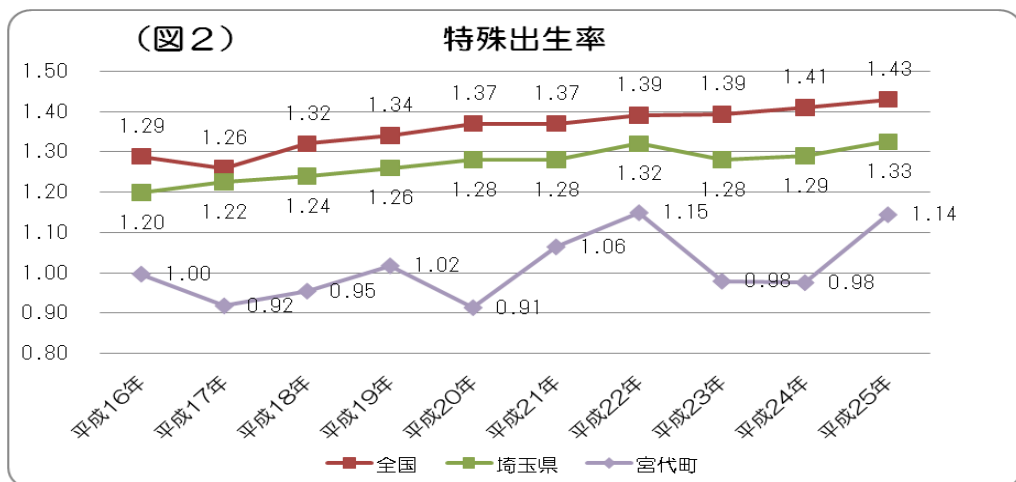
(1) 社会環境の変化

① 少子化の状況

本町における出生数と出生率※1(図1参照)は、平成17年(2005年)と平成20年(2008年)に減少し、平成21年(2009年)には一旦増加したものの、その後、平成24年(2012年)まで減少しています。平成25年(2013年)には、増加に転じ202人(6.0%)となっています。また、特殊出生率※2(図2参照)は、平成25年(2013年)には上昇したものの、全国や県に比べて少なく少子化の現状がうかがえます。



※資料：人口動態統計



※資料：人口動態統計

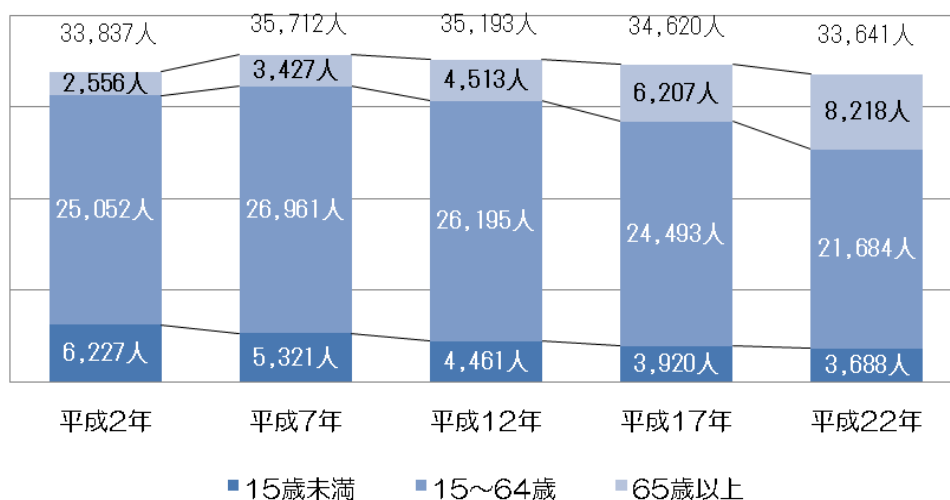
※1 出生率：人口1,000人に対する1年間の出産児数の割合。

※2 特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の平均の子どもの数。

② 高齢化の状況

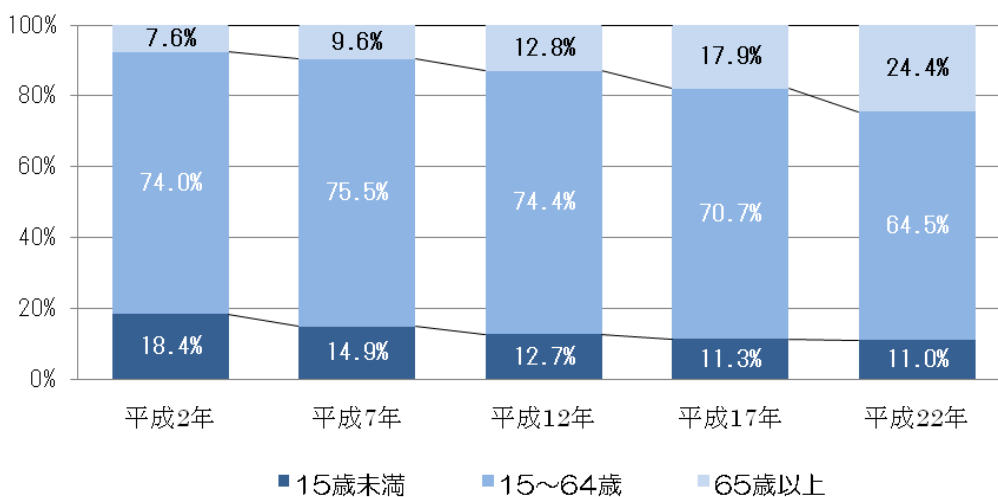
本町の高齢者数(図3参照)及び高齢化率※1(図4参照)は、増加の傾向にあり、平成22年(2010年)国勢調査では高齢化率が24.5%となっています。その後も高齢者人口は増加しており、平成26年度(2014年)10月で住民基本台帳人口を基に算出した高齢化率は29.1%(図5参照)となっています。

(図3) 年齢3区分人口の推移



※資料：国勢調査

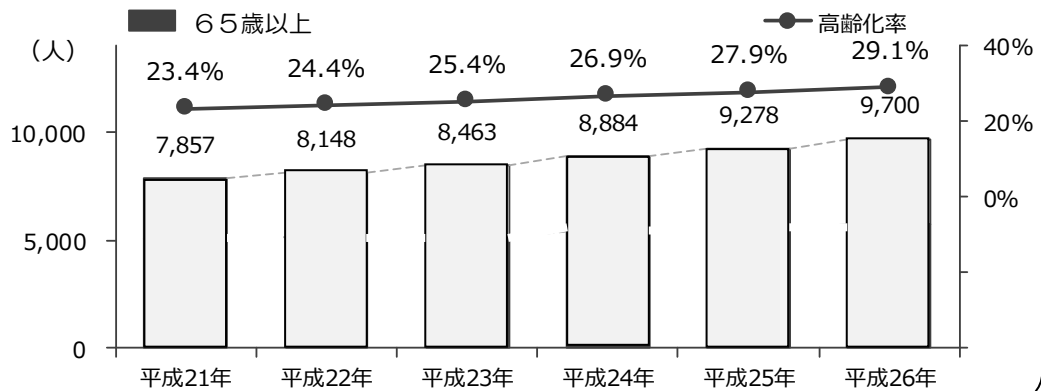
(図4) 年齢3区分人口の割合



※資料：国勢調査

※1 高齢化率：65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。

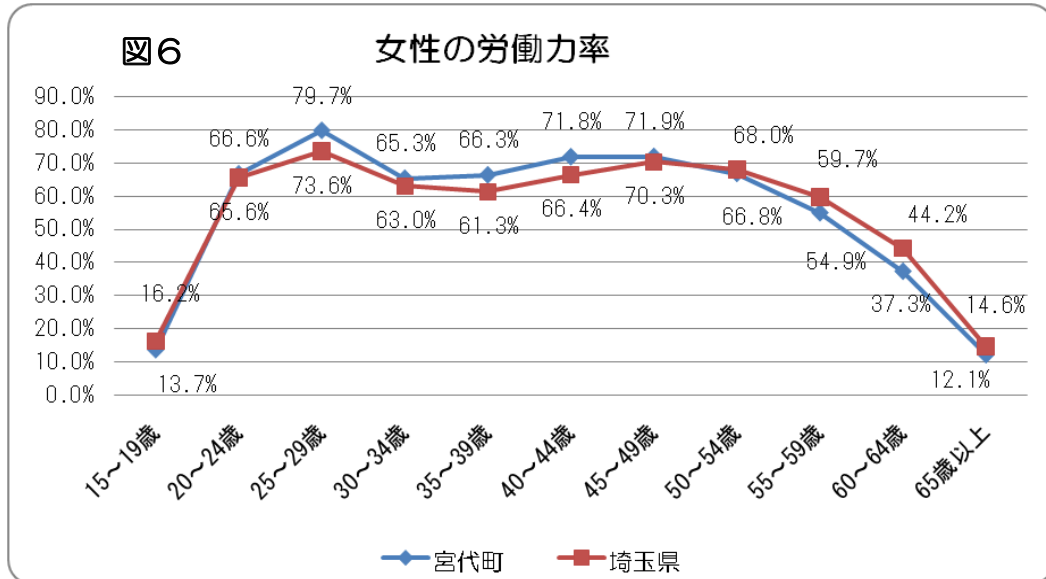
(図5) 住民基本台帳人口による65歳以上の割合



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

③ 女性の社会進出の状況

平成22年（2010年）国勢調査における女性の労働力率※1（図6参照）は、M型曲線※2を描いていますが、県に比べて見ると25歳から49歳までは町の割合が高くなっていることから、中年層において本町の女性の就業への関心が高いことがわかります。



※資料：平成22年国勢調査

※1 労働力率：生産年齢人口（15歳～64歳以下）に占める労働力人口（生産年齢人口のうち、労働の意思と能力をもつ者の人口）の比率。

※2 M字曲線：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に退職し、子育て等がひと段落すると再び就職するという特徴があるためである。

(2) 女性施策に関する国内外の動き

① 世界の動き

ア 国際婦人年

国際連合は、女性の自立と地位の向上を目的として、性差別撤廃に向けて世界的規模で取り組んでいくために、昭和 50 年(1975 年)を「国際婦人年」とすることが決議されました。この年、メキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議」が開催され、「平等・開発・平和」を目標に「世界行動計画」が採択されました。「世界行動計画」は、女性が不当に差別されることなく、社会のあらゆる分野に参加し、社会的、経済的利益を享受するとともに、社会の進歩に貢献することを基本理念として、解決すべき様々な課題が示されています。

国際連合は、「国際婦人年」に続く昭和 51 年(1976 年)から 60 年(1985 年)までの 10 年間を「国連婦人の十年」とし、「世界行動計画」の実現を積極的に呼びかけ、それが世界の女性の自立と地位の向上に大きな進展をもたらすことになりました。

イ 女子差別撤廃条約

昭和 54 年(1979 年)には、世界会議がコペンハーゲンで開催され、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)の署名式が行われ、わが国もこれに参加し署名しました。

ウ 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略

昭和 60 年(1985 年)には、ケニアのナイロビで、「国連婦人の十年」最終年会議が開かれ 10 年間の成果を評価するとともに、「国連婦人の十年」の目標である「平等・開発・平和」を継続するとともに、西暦 2000 年に向けて積極的措置を採る上でのガイドラインである「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(「ナイロビ将来戦略」という。)が採択されました。

平成 2 年(1990 年)には、「ナイロビ将来戦略」の「第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」(ナイロビ将来戦略勧告)が国連経済社会理事会で採択されました。これには 24 の具体的な目標が掲げられ、「ナイロビ将来戦略」の実施ベースを速め、さらに積極的に取り組むように各国政府に要請しています。

エ 第 4 回世界女性会議(北京女性会議)

平成 7 年(1995 年)には、アジアで初めて北京市で開催された第 4 回世界女性会議において、21 世紀に向けての女性の地位向上の指針として「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。この「行動要領」は、各国政府に「ナイロビ将来戦略」の完全な実施と 12 の重大問題への積極的な取り組みを求めています。

オ 女性 2000 年会議

平成 12 年(2000 年)には、ニューヨークの国連本部で特別総会として「女性 2000 年会議：21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」

(いわゆる「成果文書」)が採択されました。

カ 第49回国連婦人の地位委員会（北京＋10）閣僚級会合

北京会議の開催から10年経った平成17年（2005年）、ニューヨークの国連本部において、165か国の政府代表1,800人とNGO6,000人の人々が出席し、「北京＋10」と銘打った会議が開催され「北京宣言」と「行動綱領」の再確認と各国政府に更なる行動を求める「政治宣言」を採択しました。

キ 第54回国連婦人の地位委員会（北京＋15）記念会合

平成22年（2010年）、第54回国連婦人の地位委員会（北京＋15）が国連本部において開催され、「北京宣言及び行動綱領」と第23回国連特別総会「女性2000年会議」成果文書の実施状況の評価を主要テーマに開催され、「宣言」及び7項目の「決議」を採択しました。

② 国の動き

ア 婦人問題企画推進本部の設置と国内行動計画の策定

世界行動計画を受けて、昭和50年（1975年）、内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置し、昭和52年（1977年）2月には、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにする「国内行動計画」を策定しました。

イ 女子差別撤廃条約の批准と新国内行動計画の策定

その結果、「国連婦人の十年」の間に女性に関する施策の取り組みは、大きく進展し、女子差別撤廃条約の批准（昭和60年）をはじめ、男女雇用機会均等法の制定、国籍法の改正や高等学校の「家庭一般」女子のみが必修から男女共修への移行などが行われ、法制面での男女平等はほぼ達成されました。

昭和62年（1987年）には、「ナイロビ将来戦略」の趣旨を受け、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、女性関係施策の基本的な方向性が示されました。

平成3年（1991年）には同計画の第一次改定が行われ、21世紀の社会は、あらゆる分野へ男女が共同して参画することが必要であるとの認識に立って、「共同参加」から「共同参画」へと表現を改め、「男女共同参画型社会」の構築に向けて取り組みを進めてきました。

ウ 男女共同参画推進本部が設置

平成6年（1994年）6月には、総理府に男女共同参画室を発足させるとともに男女共同参画審議会を設置し、同年7月、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部が設置されました。

エ 男女共同参画2000年プランの策定

平成8年（1995年）7月には、男女共同参画審議会においては、第4回世界女性会議の「行動綱領」などの趣旨を踏まえ、21世紀に向けた「男女共同参画のビジョン」が作成され、さらにその内容を基に、平成8年（1996年）

12 月に「男女共同参画 2000 年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年（西暦 2000 年）度までの国内行動計画」が策定されました。

オ 男女共同参画基本計画を策定

平成 11 年（1999 年）には、男女共同参画社会基本法が施行され、また平成 12 年（2000 年）には基本法に基づく初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。

これにより、男女共同参画社会の実現を 21 世紀のわが国社会を決定付ける重要課題に位置づけ、その実現に向けての国・地方公共団体及び国民の責務と施策の基本となる事項等について明らかになりました。

カ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行

平成 13 年（2001 年）に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）が制定され、平成 16 年（2004 年）には、DV 防止法の改正、さらに、平成 18 年（2006 年）には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正等により整備が図られてきました。

キ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正

平成 20 年（2008 年）には、DV 防止法の一部が改正され、生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立を可能とし被害者の親族等も接近禁止命令の対象とするなど、保護命令制度が拡充されました。また、市町村に対する基本計画の策定の努力義務について規定されました。

③ 埼玉県の動き

ア 婦人の地位向上に関する埼玉県計画の策定

埼玉県では、昭和 50 年（1975 年）の「国際婦人年」や、これに続く「国連婦人十年（昭和 51 年～昭和 60 年）」及び昭和 52 年（1977 年）の国の「国内行動計画」の策定など国内外の動向や県の状況を踏まえて、昭和 55 年（1980 年）1 月第 1 次の女性計画である「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」を策定しました。

イ 婦人の地位向上に関する埼玉県計画の見直し

国内外における女性関係施策や女性をめぐる社会経済状況の変化などに対応するため、「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」の見直しを行い、昭和 59 年（1984 年）3 月、新たに「婦人の地位向上に関する埼玉県計画（修正版）」を策定しました。

ウ 男女平等社会確立のための埼玉県計画」を策定

昭和 61 年（1986 年）には、第 2 次の女性計画として、昭和 61 年度（1986 年度）から平成 7 年度（1995 年度）を計画期間とする「男女平等社会確立のための埼玉県計画」を策定しました。その後、計画策定後の社会情勢の変化に対応するため、平成 2 年（1990 年）3 月に「男女平等社会確立のための埼玉県計画」の見直しを行いました。

エ 2001 彩の国男女共同参画プログラムの策定

平成 7 年（1995 年）には、男女共同参画社会の実現の行動方針として、「2001 彩の国男女共同参画プログラム」が策定されました。

オ 埼玉県男女共同参画推進条例の制定と埼玉県男女共同参画推進プラン 2010 の策定

平成 12 年（2000 年）3 月には、国の男女共同参画社会基本法の施行などの国内外の動向や県の状況を踏まえて、全国では初めて苦情処理機関の設置を盛り込んだ「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定され、さらに、埼玉県における男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本的な計画として、平成 14 年度（2002 年度）から平成 22 年度（2010 年度）までを計画期間とする「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」を策定し施策の推進を図っています。

カ 男女共同参画推進センターの設置

県の施策を実施し、県民や市町村の取組を支援するため、平成 14 年（2002 年）4 月に男女共同参画推進センター（With You さいたま）が開設されました。

キ 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画の策定

平成 18 年（2006 年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画として、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定され、配偶者等からの暴力を許さない社会の実現に向けた取り組みが強化されています。

ク 埼玉県女性キャリアセンターの設置

結婚や出産を機に退職した女性の再就職を支援するため、平成 20 年（2008 年）5 月、男女共同参画推進センター（With You さいたま）内に、埼玉県女性キャリアセンターが設置されました。

ケ ウーマノミクス課の設置

働く場における女性の活躍を支援するため、平成 24 年（2012 年）4 月に、産業労働部にウーマノミクス課が設置されました。

④ 宮代町の動き

ア 「第 3 次宮代町総合計画」に「女性の地位向上」を位置付け

本町では、平成 2 年（1990 年）に女性問題を担当する所管課を企画財政課に定め、平成 3 年（1991 年）3 月に策定した「第 3 次宮代町総合計画」の中で、「女性の地位向上」を位置づけ、積極的に女性行政の推進に努めてきました。

イ 埼玉県の「女性行政モデル市町村」に

平成 3 年度（1991 年度）から平成 5 年度（1993 年度）までの 3 年間にわたり、埼玉県の「女性行政モデル市町村」の指定を受け、女性問題の解決に取り組んできました。

ウ 女性問題意識調査の実施とみやしろ女性計画の策定

平成4年(1992年)には、町民500人を対象に「女性問題意識調査」を行い、男女平等に関する意識や実態等を把握し、平成6年(1994年)3月に「みやしろ女性計画」を策定しました。このプランは、平成6年(1994年)を初年度とし、平成12年度(2000年)を目標年次とするもので、家庭における男女平等の推進、男女平等教育の推進、女性の働く権利の推進、女性の福祉の向上と健康の保持・増進、女性の社会参画の促進の5つを柱として、男女共生セミナーの開催、情報誌「ときめき通信」を発行するなど、男女平等社会の構築に向けた取り組みを進めてまいりました。

エ 男女共同参画社会推進会議を設置

平成16年(2004年)には、男女共同参画社会の推進に向けて取り組むため、男女共同参画社会推進会議を設置して男女共同セミナーや情報誌「ふらふーぷ」の企画を行ない、男女共同参画社会の推進に取り組みました。



第 2 章

基本理念と基本目標

第2章 基本理念と基本目標

1 基本理念

「男女の人権が尊重された、みんなにやさしいまちづくり」

女性と男性が対等なパートナーとして、自らの意思で社会のあらゆる活動に参画する機会が確保され、お互いを尊重し合い、人のやさしさにあふれた住みよい社会の形成が求められています。

このような男女共同参画社会を実現するため、本町では、「**男女の人権が尊重された、みんなにやさしいまちづくり**」を基本理念に掲げ、女性も男性もあらゆる活動に参画し、自らの力で自分らしくみんなにやさしいまちづくりをめざしていくとともに、行政と町民の協働により計画を推進していきます。

2 基本目標

基本理念に基づき、次の5つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

- 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
- 2 男女が共に支えあう地域づくり
- 3 安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり
- 4 暴力のない社会づくり
- 5 計画推進の体制づくり

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会の形成は、女性と男性といった性別に関係なく、個人として尊重され平等である社会を実現していくものであり、個々の人権の尊重が不可欠です。そのため、一人ひとりが男女共同参画の理念を理解し、性別による固定的な役割分担意識や「男は仕事、女は家庭」といった社会制度や慣行を見直すために、男女共同参画意識の普及啓発を図ります。

また、男女共同参画の視点に立った学校や家庭、地域における生涯学習などを通して男女平等教育を充実し、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりに努めます。

基本目標 2 男女が共に支えあう地域づくり

男女が社会における対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野で参画することができる男女共同参画社会を実現するため、政策・方針決定過程への男女共同参画の促進に努めます。

また、家庭生活と職業生活・地域活動の両立を支援するとともに、さらなる家庭生活や地域活動への参画を実現し、家庭や地域における男女共同参画社会の形成を促進します。

さらに、男女が対等なパートナーとして働くことができる職場づくりを推進していくとともに、女性の就職や能力開発、農業・商工業に携わる女性への支援体制を充実します。

基本目標 3 安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり

誰もが安心して暮らせる社会をつくるため、防災分野において男女がともに参画し、お互いの立場から安心して暮らしていける地域を作ります。

また、少子高齢化が進む中で子育て、世代が安心して子どもを産み、地域全体で子育てできる環境づくりに努めるとともに、高齢社会に対応した介護環境の整備に努めます。

さらに、男女がそれぞれのライフスタイルや考え方の多様性を認め合い、各ライフステージに応じた健康支援や相談、各種検診等の充実を図ります。

基本目標 4 暴力のない社会づくり

配偶者等からの暴力（DV）やセクシャル・ハラスメント※1、ストーカー行為※2などは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。身体的、精神的を問わず、あらゆる暴力は根絶していかなければなりません。

このため、男女が対等に暮らせる社会づくりを推進するため、暴力の防止に向けた意識啓発に取り組むとともに、相談体制の充実を図り、あらゆる暴力の根絶をめざします。

なお、この基本目標 4 では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」として策定しています。

基本目標 5 計画推進の体制づくり

本計画を実効性のあるものにし、男女共同参画に関する施策を着実に推進していくためには、進捗状況の適正な点検・評価をしていく必要があります。

また、男女共同参画社会を進めていくには行政の果たす役割は大きく、全庁的に推進体制を強化していく必要があります。

そのために、計画の推進にあたっては町民との協働による進行管理を行うと共に、職員の研修等を実施して男女共同参画の意識啓発に努め、職場環境の整備を図ります。

-
- ※1 セクシュアル・ハラスメント：職場や学校で行われる「性的嫌がらせ」のこと。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へ触れる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な態様のものが含まれる。
- ※2 ストーカー行為：同一の者に対するつきまとい行為を反復して行うこと。

3 施策の体系

基本目標

施策の方針

1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

- (1) 人権尊重の推進
- (2) 男女平等意識の啓発
- (3) 男女平等、人権尊重教育の実施

2 男女が共に支えあう地域づくり

- (1) 政策や方針決定過程への男女共同参画の促進
- (2) 家庭、地域への男女共同参画の促進
- (3) 男女がともに働きやすい環境づくり

3 安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり

- (1) 防災分野における男女共同参画の推進
- (2) 子育てしやすい環境の整備
- (3) 生涯を通じた健康支援の推進
- (4) 高齢者への支援体制の充実

4 暴力のない社会づくり

- (1) 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

5 計画推進の体制づくり

- (1) 男女共同参画を推進するための体制の整備・充実
- (2) 庁内の男女平等施策の推進

施 策

① 男女の性・人権を尊重するための意識啓発

① 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進

① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

② 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

③ 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

① 政策・方針決定過程への男女共同参画

② 女性の人材に関する情報の収集・整備

① 家庭生活における男女共同参画の推進

② 地域活動における男女共同参画の推進

① 多様なニーズを踏まえた就業環境の整備

② 仕事と家庭、地域活動の両立しやすい職場環境の整備

③ 農業・商工業等に携わる女性の経営・地域社会への参画の推進

① 防災分野における男女共同参画の推進

① 男女共同参画の視点に立った子育て環境の整備

② 地域ぐるみで子育て支援を行うネットワークの形成

③ 子育てに関する相談・支援体制の充実

① 生涯を通じた女性の健康支援

② ライフサイクルに沿った健康づくりの推進

① 男女共同参画の視点に立った介護環境の整備

① パートナー間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成

② ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント
防止と支援の推進

① 町民との協働による計画の推進

① 男女共同参画を推進するための体制の整備・充実

② 庁内の男女平等施策の推進

第 3 章

計画の内容

第3章 計画の内容

1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

(1) 人権尊重の推進

現状と課題

基本的人権の尊重は、日本国憲法の最も重要な理念の一つであり、いつの時代においても最大限尊重されなければなりません。人権の尊重とは、私たち一人ひとりが、かけがえのない価値と尊厳を持った存在であることを認め合い、お互いの個性や能力を尊重していくことです。

女性の人権の尊重に関しては、これまで、実質的な男女平等の実現に向けて様々な取り組みがなされてきましたが、人々の意識や行動、社会慣行の中に、男女の固定的な役割分担意識が今もなお根強く残り、家庭・地域・学校や職場などにおける男女平等の実現にはまだまだ多くの課題が残っています。

人権の尊重は、私たちの社会の基礎となるものであり、男女共同参画社会の形成のための極めて重要な課題です。男女を問わず、すべての人の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築くためには、人権教育・啓発の重要性を認識し、積極的に推進していく必要があります。

施策

①男女の性・人権を尊重するための意識啓発

社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー※1）による固定的な役割分担意識の解消や昔からの社会制度・慣行の見直しを求めるとともに、男女の人権や性の尊重について、講座等を通して意識啓発を行います。

【主な取組】

事業内容	担当課
・人権意識に立った性を尊重する講座等の開催	総務課 教育推進課

※1 ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このように男性、女性の別を「社会・文化的に形成された性別」といいます。

(2) 男女平等意識の啓発

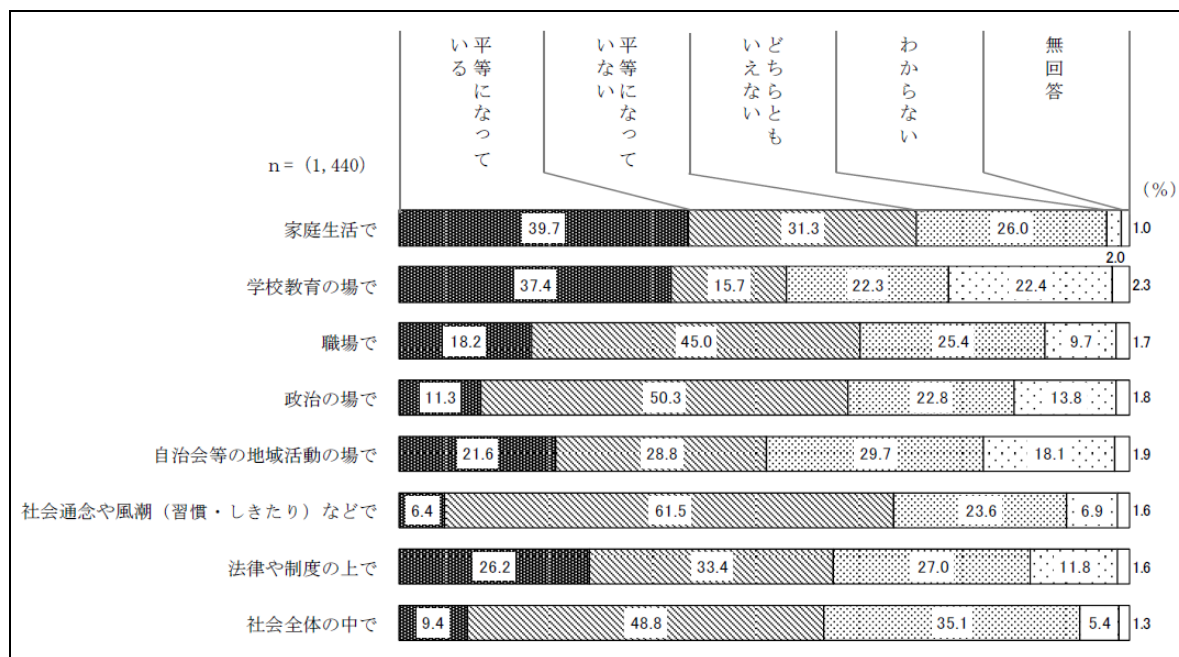
現状と課題

私たちの意識や社会の制度・慣行には、男女を固定的に見る意識や性別役割分担意識が気付かないうちに働き、一方の性に差別的に働いているものが少なくないと言われています。こうした意識は、意欲の低下や能力発揮の可能性を失わせ、男女がともに人権を尊重し合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会実現の妨げにもつながります。

埼玉県が実施した平成 24 年度（2012 年度）男女共同参画に関する意識実態調査（以下、「県意識調査」という。）で男女の地位の平等について（図 6 参照）は、【家庭生活で】【学校教育の場で】では 4 割近くが「平等」と感じているものの、【社会通念や風潮などで】【政治の場で】【社会全体の中で】では不平等感が強いことがわかります。

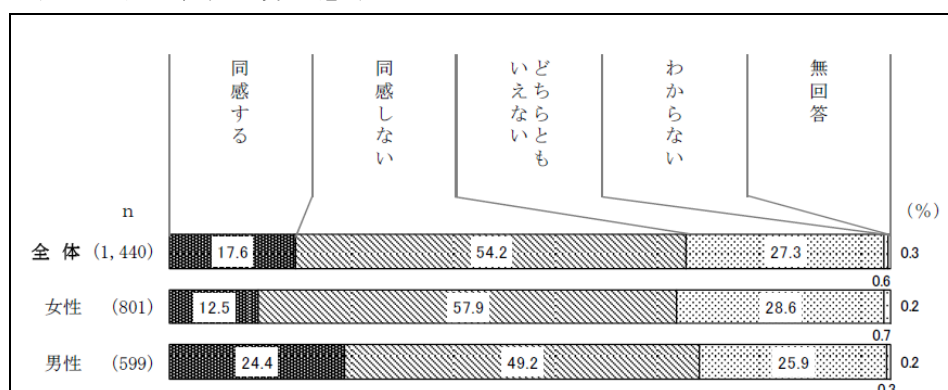
男女共同参画社会の実現に向け、男女がともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女共同参画に対する理解を深めていけるよう男女共同参画に関する諸施策の周知や意識啓発事業を引続き推進する必要があります。

■図 6 男女の地位の平等感



資料：埼玉県「男女共同参画に関する意識・実態調査(平成 24 年度)」

■ 図 7 性別役割別分担意識



資料：埼玉県「男女共同参画に関する意識・実態調査(平成 24 年度)」

施 策

①男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進

男女共同参画の現状や女性に関する諸施策の周知を図るために、情報提供体制を充実させ、継続的な啓発活動を推進します。

【主な取組】

事 業 内 容	担当課
・「広報みやしろ」を活用した啓発活動の実施	総務課
・男女共同参画情報紙の発行	総務課
・男女共同参画に関する講座・講演会等の実施	総務課

(3) 男女平等、人権尊重教育の実施

現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、女性も男性も積極的に男女共同参画の意義を理解することが不可欠であり、そのためには学校、家庭、地域における教育・学習の果たす役割は大きくなっています。

男女が性別による差別的な取り扱いを受けることなく、自分の意志によって、仕事などを通じて能力を発揮したり、子育てや介護をはじめとした家庭生活についても男女が共に喜びも責任も分かち合える社会を実現するためには、固定的な男女の役割分担意識によって自己実現の幅が狭まることがないように、一人ひとりの個性を大切にする学校教育を推進することが求められます。

さらに、家庭や地域においても、男女がともに自立した人間として互いの人権や個性を尊重し合うとともに、生涯にわたって一人ひとりの個性や能力を発揮して自らの意思によって行動できるよう、地域社会における学習の場の充実を図り、多様な学習機会を通じて、男女共同参画の視点に立った生涯学習を充実させる必要があります。

施 策

① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

男女平等観の形成を促進するため、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。また、男女とも自己の資質、適性に合わせた職業観の形成に努め、適切な進路指導を行います。

【主な取組】

事 業 内 容	担当課
・学校における男女共同参画に基づいた教育の推進	教育推進課
・児童・生徒の適性に合った進路指導の実施	教育推進課
・教職員に対する男女平等に関する研修、研究等の推進	教育推進課

② 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

性別による固定的役割分担意識にとらわれない家庭教育が促進されるよう、男女共同参画の視点に立った広報や情報提供、学習機会の充実を図ります。

【主な取組】

事業内容	担当課
・男女共同家庭づくりのための啓発資料の作成と活用	総務課 教育推進課
・家庭教育に関する講演会等の開催	教育推進課

③ 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

子どもから高齢者まで、男女共同参画の意識を広く浸透させるために学習機会を充実します。また、男女共同参画に関する図書や資料を充実していきます。

【主な取組】

事業内容	担当課
・男女の人権・平等意識・男女共同参画を形成する講座等の開催	総務課 教育推進課
・男女共同参画の視点に基づいた図書、資料の提供	教育推進課



2 男女が共に支えあう地域づくり

(1) 政策や方針決定過程への男女共同参画の促進

現状と課題

政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画は、男女があらゆる分野で利益を享受し、ともに責任を担う男女共同参画社会の基盤をなすものです。国においては、社会のあらゆる分野において、平成32年（2020年）までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になることを目標に掲げています。当町においても、男女が対等な立場で社会のあらゆる分野の活動に参加し、ともに責任を担う男女共同参画のまちづくりに向けて、町の政策や方針の立案、決定する過程へ男女がともに関わっていくことが重要です。

当町の議会における女性議員の割合は、平成26年（2014年）4月現在において14.3%、町行政委員会における女性委員の割合は25.0%、町審議会等における女性委員の割合は26.4%となっており、30%を下回っている状況です。また、行政区等の役職においても、依然として女性が少ない状況にあり、男女双方の意見が対等に反映されにくくなっています。

今後は、審議会等への女性の参画を促進し、女性の意見を把握する機会を増やすなど、町の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を進めていくことが重要です。

施策

① 政策・方針決定過程への男女共同参画

政策や方針の立案・決定の場へ男女双方の意見が反映されるよう、積極的に女性委員の登用を推進します。また、各種団体へ協力を要請し、社会的機運の醸成を図ります。その際、ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置）※1に関する情報提供等により、実効性のある取り組みが行われる協力を要請します。

【主な取組】

事業内容	担当課
・ 審議会等における女性委員の割合を30%達成の促進	総務課
・ 公募など幅広い女性委員の登用の推進	総務課
・ 女性の会議等への参画の支援	総務課
・ 女性の登用についての各種団体に対する協力要請	総務課

※1 ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置）：性差別や不平等などが積み重なり、単に性別を禁止しただけでは実質的な男女平等の達成が難しいことから、積極的な是正措置あるいは優遇施策をとること。

② 女性の人材に関する情報の収集・整備

女性の人材に関する情報を幅広く収集し、情報提供を行うとともに、女性リーダーの養成に取り組み、地域で活躍できるような人材の育成を図ります。

【主な取組】

事業内容	担当課
・人材育成のための情報と学習機会の提供	町民生活課 産業観光課 教育推進課
・女性の人材に関する情報収集	町民生活課 産業観光課 教育推進課



(2) 家庭、地域への男女共同参画の促進

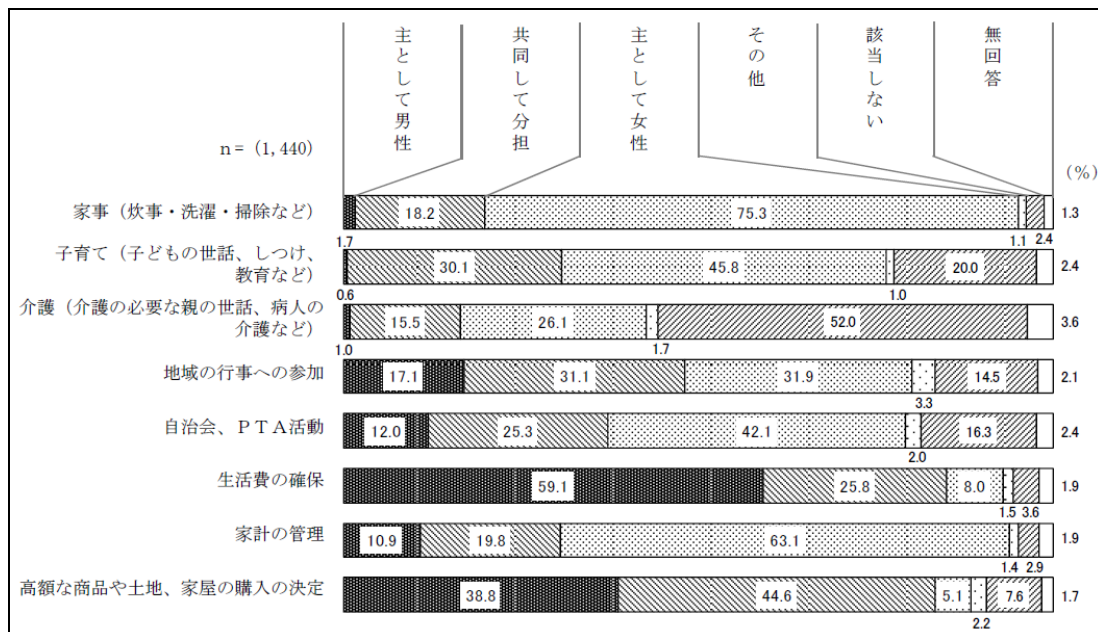
現状と課題

男女共同参画社会では、男女が対等な構成員としてお互いの人格を認めあい、精神的・経済的・生活的に自立していかなければなりません。しかし現実には、女性が家事や育児・介護を担うことがあたりまえとする性別役割分業意識が根強く残っており、それにより女性が家庭生活とその他の活動を共に行うことを困難にしています。

埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査における家庭内の役割分担については、「家事」、「子育て」、「自治会、PTA活動」の項目について「共同して分担すべき」と考える人が多数でありながら、実際は「主として女性が担っている」といった理想と現実乖離が生じている状況にあります。

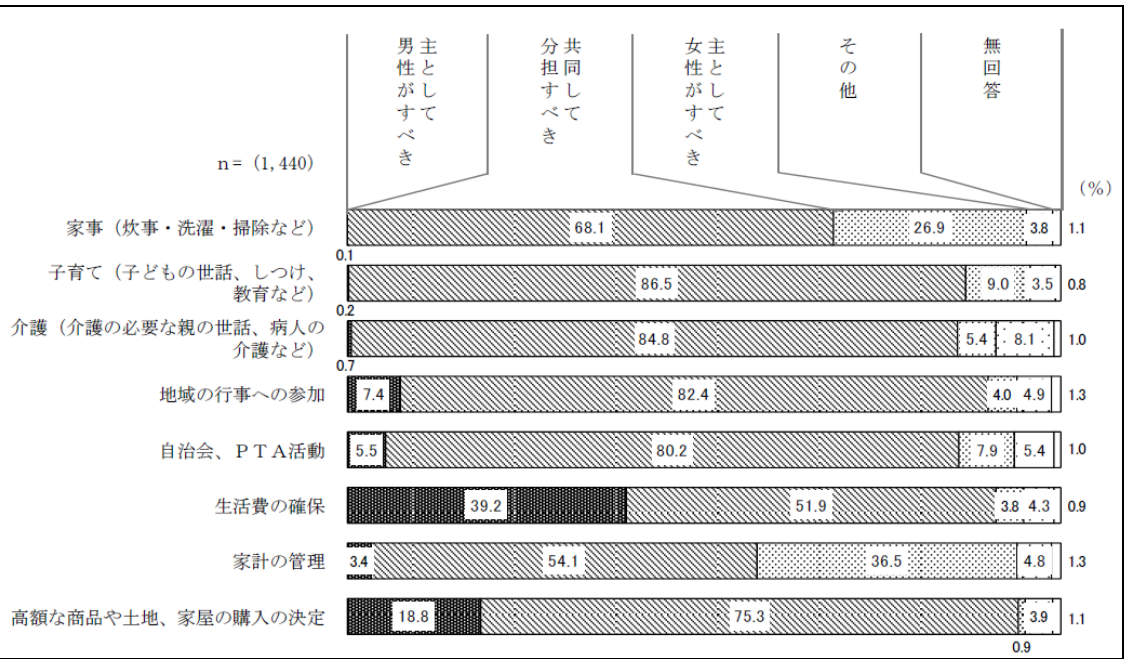
男女がともに仕事と家庭生活を両立し、安心して子どもを産み育てられる仕組みを築くためには、家事・育児・介護といった家庭における責任を男女がともに担うことが大切であり、女性に偏っている家事・育児・介護や地域活動に男性も積極的に携わることができるよう、家庭、地域での男女共同参画を推進していくとともに、地域全体で支援する環境づくりが必要です。

■ 図 8 家庭生活での役割分担



資料：埼玉県「男女共同参画に関する意識・実態調査(平成 24 年度)」

■図9 家庭生活で担うべき役割分担



資料：埼玉県「男女共同参画に関する意識・実態調査(平成24年度)」

施策

① 家庭生活における男女共同参画の推進

家庭における男女共同参画を促進し、男女が協力して家庭生活を築き上げられるよう、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する講座等を開催します。

特に、開催日や時間の設定など、男性が参加しやすい講座の開催を行います。

【主な取組】

事業内容	担当課
・ママ・パパ教室等の実施	健康介護課
・男性を対象とした介護講座の開催	健康介護課

② 地域活動における男女共同参画の推進

女性も男性も様々な地域活動に参画し、地域の連帯感を深めていくとともに、暮らしやすい活力のある地域社会をつくるために、町民の主体的な活動に対して支援を行っていきます。

【主な取組】

事業内容	担当課
・まちづくり人材登録制度「やりたいゾウ」の支援と活用	町民生活課
・ボランティア団体、NPO法人への情報提供と支援	町民生活課
・地区・自治会への情報提供と支援	町民生活課
・コミュニティ活動への積極的な参加の促進	町民生活課



(3) 男女がともに働きやすい環境づくり

現状と課題

「働くこと」は、人々の生活の経済的基盤を形成するとともに自己実現につながるものであり、男女共同参画社会の実現にとって、この分野は極めて重要な意味を持っています。女性の働く場への参画が進む中、男女雇用機会均等法の施行などにより、女性の働く環境の整備は進んできましたが、賃金、昇進、人事配置などの面で男女の不平等感は、今なお強いものがあります。

また、女性が職場で母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備することも重要な課題となっています。平成22年(2010年)施行の「育児・介護休業法」改正法では、子育て中の短時間勤務制度や、所定外労働(残業)の免除の義務化、子の看護休業制度の拡充、父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長、介護休暇の新設等、制度は充実されました。

家庭・仕事・地域のバランス(ワークライフバランス※1)が取れた生活は、仕事を中心にした生活よりも、さらに心豊かになると考えられます。そのため、家庭生活との両立ができる職場環境づくりに努める必要があります。再就職、起業などの女性のニーズに応じた多様な働き方を可能にするための支援を実施する必要があります。

また、農業経営における女性の位置付けを明確にし、農業における男女共同参画社会を形成していくとともに、農業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、農業の6次産業化※2を推進していきます。

施策

① 多様なニーズを踏まえた就業環境の整備

女性も男性も価値観やライフスタイル等に応じて多様かつ柔軟な働き方を選択できるよう、就業情報を充実するとともに、パートタイム労働や派遣労働の処遇・労働条件の改善や、在宅就業の健全な発展に向けた支援を行います。また、女性の起業への関心が高まっている中、起業に向けた支援を行います。

【主な取組】

事業内容	担当課
・女性の再就業に役立つ職業能力の開発講習や訓練の情報提供	産業観光課
・多様な就業形態における就業環境の改善のための啓発	産業観光課
・パートタイム労働者等の均衡処遇の促進	産業観光課
・女性の起業支援の講座等の情報提供	産業観光課

② 仕事と家庭、地域活動の両立しやすい職場環境の整備

ワークライフバランスを実現し、男女が働き続けながら家庭と仕事の両立支援制度の定着に努めるとともに、事業所における両立支援制度の導入などについて促進します。

【主な取組】

事業内容	担当課
・広報、ポスター、チラシ等による情報提供と意識啓発	産業観光課

③ 農業・商工業等に携わる女性の経営・地域社会への参画の推進

農業・商工業などに従事する女性の労働負担を軽減し、働きやすい就業環境を作るため、家族の協力が得やすくなるような啓発活動を推進します。

また、女性の斬新なアイディアや自由な発想を活かした農業の6次産業化を推進します。

【主な取組】

事業内容	担当課
・家族経営協定※3の普及と促進	産業観光課
・商工会の女性部活動への支援	産業観光課
・農業・商業・工業の連携システムの構築と6次産業化推進	産業観光課
・援農隊による支援	産業観光課
・農業後継者の育成と支援	産業観光課

※1 ワークライフバランス：仕事や子育てや地域活動など仕事以外の活動を組み合わせ、バランスのとれた働き方を選択できるようにすること。やりがいのある仕事と充実した私生活の健康的なバランスをとり、個人の能力を最大限発揮できるようにすることで、生産性・業績を上げる効果があるといわれています。

※2 6次産業化：農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。

※3 家族経営協定：家族経営が中心の日本の農業が魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするために、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

3 安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり

(1) 防災分野における男女共同参画の推進

現状と課題

災害発生時には、家族の避難や食料の確保など、避難生活における責任が女性に集中することや、男女のニーズの違いにより、支援対策と被災者ニーズとの不一致が生じるなどの問題が生じています。また、人命を守るため最も有効である耐震補強、台所や寝室の家具固定等の減災対策をより一層推進するには、女性の理解と積極的な関与が必要です。そのため、男女共同参画の視点に立った防災・災害復興対策を確立していく必要があります。

災害時においては、障がいのある人、高齢者、妊産婦などの災害弱者をはじめ、性別や年齢、生活習慣などが異なる様々な方が被災されます。そのため、防災に関する計画の策定や防災対策の実施にあたっては、女性の参画を推進し、男女双方の視点を取り入れる必要があります。

また、防災対策は行政だけでなく地域団体との協働により取り組む必要があるため、地域における防災活動についても男女共同参画を促進する必要があります。

施策

① 防災分野における男女共同参画の推進

防災分野の方針決定過程への女性参画を拡大し、男女のニーズの違いや人の多様性の視点を取り込んだ防災計画、災害復興体制を整備します。

【主な取組】

事業内容	担当課
・男女のニーズに対応した防災・災害復興体制の整備	町民生活課
・防災拠点、防災環境の充実と周知	町民生活課
・自主防災組織の整備促進	町民生活課



(2) 子育てしやすい環境の整備

現状と課題

子育て世代が安心して子どもを産み、子育てができるよう、男性の家事、育児等への参画を進めるとともに、地域全体・社会全体で子育てを支援し、子どもたちを見守り育てていくことが重要になってきています。国では、平成 15 年（2003 年）に「次世代育成支援対策推進法」が、平成 24 年（2012 年）に「子ども・子育て支援関連 3 法※1」が制定され、その流れを受けて宮代町でも平成 17 年（2005 年）3 月に「宮代町次世代育成支援行動計画」、平成 27 年度（2015 年度）3 月には、「宮代町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。男女共同参画社会の実現のためには、この計画と連携をはかりながら、子育てネットワークづくりや地域による子育て支援などを進めていくことが必要です。

施 策

① 男女共同参画の視点に立った子育て環境の整備

核家族化・少子化が進む中、地域の中で安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、男女共同参画の視点に立った子育て支援体制の整備を推進します。

【主な取組】

事 業 内 容	担当課
・ 保育施設、学童保育所等における子育て支援の充実と施設の整備	福祉課
・ 子育て機能充実のための幼稚園への支援の充実	福祉課
・ 子育て支援センターによる子育て支援事業の充実	福祉課
・ 子育てしやすい公共施設整備の推進	施設所管課

② 地域ぐるみで子育て支援を行うネットワークの形成

子どもを対象とした犯罪が依然として多発していることから、安心して子育てできるように地域ぐるみで子育て支援を行うネットワークを形成し、地域で子どもを見守る体制の整備を進めます。

【主な取組】

事 業 内 容	担当課
・ 地域における防犯を目的とした子どもの見守り活動等の実施及び「子ども 110 番の家の設置」の促進	教育推進課
・ みやしろファミリーサポート事業者認定制度の運営	産業観光課

③ 子育てに関する相談・支援体制の充実

子育て世代が安心して子どもを産み、子育てができるよう、家庭における子育てを支援するとともに、地域全体で子どもたちを見守り育てていくため、子育てネットワーク作りや地域による子育て支援などを進めます。

【主な取組】

事業内容	担当課
・子育てネットワークの形成	福祉課
・子育てに関する相談体制の充実	福祉課
・ひとり親家庭等への支援の充実	福祉課
・乳幼児健診、訪問指導、乳幼児健康相談等の実施	健康介護課



※1 子ども・子育て支援関連3法：「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。

(3) 生涯を通じた健康支援の推進

現状と課題

男女がともに健康を享受し、女性と男性が本来持っている身体的特性を互いに十分に理解し、生涯にわたって心身ともにいきいきと暮らすためには、小児期から高齢期にわたる各ライフステージに応じた健康支援、相談、各種検診等の充実や、生活習慣病の予防対策を行う必要があります。

特に、女性は妊娠・出産など男性とは異なる問題に直面するため、ライフサイクルを通じて自らの健康を管理する必要があります。リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点から、自らの性を大切にしながら互いの人格を尊重し合う心豊かな関係を築くため、男女がともに男女のこころとからだについて理解を深めることが大切です。

施 策

① 生涯を通じた女性の健康支援

リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは、国内法・国際法および国連での合意に基づいた人権の一つで、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、ならびに最高水準の性に関する健康およびリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利です。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方にに基づき、女性がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等各ライフステージに応じた総合的な健康保持対策を推進します。

【主な取組】

事 業 内 容	担当課
・健康相談・栄養相談の充実	健康介護課
・妊婦一般健康診査の実施	健康介護課
・各種健康教室、病気予防に関する講座の開催と充実	健康介護課
・特定健康診査の実施	住民課 健康介護課
・各種がん検診の実施	健康介護課
・介護予防に関する教室の実施と充実	健康介護課

② ライフサイクルに沿った健康づくりの推進

心身ともに健康で元気な生涯が過ごせるよう健康増進やスポーツ・レクリエーション活動を充実するとともに、参加しやすい工夫と環境づくりを推進します。

【主な取組】

事業内容	担当課
・健康クッキング講座等の実施と充実	健康介護課
・特定健康診査による特定保健指導の実施と充実	住民課 健康介護課
・生活習慣病対策の実施	健康介護課
・スポーツ・レクリエーションの実施と充実	健康介護課 教育推進課



(4) 高齢者への支援体制の充実

現状と課題

高齢化や核家族化が進行する中で、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、共働き世帯、ひとり親世帯など家族の形態も多様化しています。しかし、介護や家事などが主として女性の手にはゆだねられてきたため、家族の介護などを理由として、女性が仕事や地域活動を中断せざるを得ないような状況も生まれています。今後、男女共同参画社会の実現をめざす上で、高齢社会に対応した施策を展開していくことが重要な課題となります。

施 策

① 男女共同参画の視点に立った介護環境の整備

介護が一部の家族や女性だけのものにならないよう、高齢社会に対応した支援体制やサービスの整備・拡充に取り組めます。

【主な取組】

事 業 内 容	担当課
・ 介護予防ボランティア育成講座等の実施	健康介護課
・ 各介護保険事業所への意識啓発	健康介護課
・ 高齢者福祉サービスの充実・拡充	健康介護課
・ 介護及び介護予防に関する意識啓発	健康介護課



4 暴力のない社会づくり

(1) 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

女性に対する暴力は、人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な社会的・構造的問題であるにも関わらず、社会の理解も不十分で個人的問題や家庭内の問題として容認されてきました。そこで、女性に対する暴力は人権問題であり、性別による固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など今日の社会において男女が置かれている状況等に根ざした構造的問題であるとの認識を広く浸透させ、女性に対する暴力を許さない社会意識を醸成する必要があります。特にこれから家庭を築いていく若い世代に対して、デートDV※1を含むDVについての認識や理解を促進する啓発活動を推進することが必要となります。

また、女性に対する暴力の潜在化を防止し、安心して被害を訴えることができる環境づくりをはじめ、女性の人権の尊重の視点に立って、幅広い取り組みを進める必要があります。

施 策

① パートナー間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成

パートナー間のあらゆる暴力は決して許さないという意識を広く社会に徹底するために意識啓発を行います。また、関係機関と連携し、暴力の発生を防ぐ環境づくりを進めます。

【主な取組】

事 業 内 容	担当課
・ 関係機関によるネットワーク体制の確立	総務課
・ 男女間の暴力等に関する情報の共有化	総務課
・ 人権教育の推進	総務課 教育推進課

※1 デートDV：中高生や大学生など若者の恋人間で起こるドメスティック・バイオレンスと同様の暴力。相手を思い通りに動かしたり、相手の人格や意見を尊重せずに自分の考えや価値観を押し付けたりすること。

② ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント防止と支援の推進

女性と男性がお互いの人格を尊重し合える社会を築くため、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなどは、女性の人権を侵しているものとしての現状認識と対策を行うとともに、暴力等に悩む女性を保護・支援していく体制を整備します。

【主な取組】

事 業 内 容	担当課
・ドメスティック・バイオレンス（DV）防止に係る広報・意識啓発	総務課
・セクシュアル・ハラスメント防止に係る広報・意識啓発	総務課
・ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者支援連絡調整会議の組織化	総務課
・相談しやすい体制の整備	総務課
・被害者などへの支援や情報提供	総務課 住民課 町民生活課 福祉課 健康介護課 教育推進課



5 計画推進の体制づくり

(1) 男女共同参画を推進するための体制の整備・充実

現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、教育、労働、福祉、保健、環境などの幅広い分野にわたっており、男女を取り巻く社会的背景を認識した上で、それぞれの取り組みを展開する必要があります。計画の実効性を高めるためには、行政の役割は大きく、全庁的に男女共同参画推進体制を強化していく必要があります。

実施にあたっては、町が直接行う施策だけでなく、町民一人ひとりや、事業所、団体、グループ、NPO※1等が、それぞれの立場でその目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが期待されます。そのためには、町民、事業所、団体、グループ、NPO等と行政との連携を密にし、お互いの役割を果たしながら、対等なパートナーとして、連携と協働の関係を作っていくことが必要となります。計画の推進にあたっては、実効性のある計画とするために、町民とともに進捗状況を確認し、検証する場が必要となります。

施 策

①町民との協働による計画の推進

町民の委員で構成する「男女共同参画社会推進会議」を中心に、推進体制と進捗状況の適正な点検・評価を行い、男女共同参画に関する施策の着実な推進を図ります。

【主な取組】

事 業 内 容	担当課
・男女共同参画社会推進会議の運営	総務課
・男女共同参画プランの進行管理	総務課



※1 NPO：1998年12月に施行された日本の特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人のこと。

(2) 庁内の男女平等施策の推進

現状と課題

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、すべての職員が男女共同参画社会の形成を目指すという共通認識をもつことが必要です。各行政施策を推進する職員一人ひとりが男女共同参画の必要性を認識し、その先導となることが求められており、職員への意識啓発を積極的に進めていく必要があります。

また、実質的な男女均等取扱いを実現するためには、庁内における男女格差の実態を把握し、女性の活躍推進や格差解消に向けて、ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置）の取り組みを進めていく必要があります。

施 策

①男女共同参画を推進するための意識啓発

幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向けて、関係各課が連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進できるよう、職員の研修等を行い、男女共同参画の意識改革に努めます。

【主な取組】

事 業 内 容	担当課
・町職員に対する男女の人権を尊重する研修の実施	総務課

②庁内の男女平等施策の推進

女性職員の職域拡大に努めるとともに、能力に応じた女性の管理職への登用を推進します。また、各行政施策を推進する職員が率先して住民のモデルとなっていけるよう、職場環境の整備を図ります。

【主な取組】

事 業 内 容	担当課
・女性職員の管理職への登用の推進	総務課
・職員が育児・介護休業を取得しやすい環境の整備	総務課
・職員に対する情報提供・定着の促進	総務課

資料編

資料編

1 男女共同参画に関する年表

年号	世界の動き	日本の動き	埼玉県の動き
昭和20年 (1945年)	○国連憲章採択	○衆院法改正（成年女子に参政権）	
昭和21年 (1946年)	○国連に「婦人の地位委員会設置」	○戦後初の総選挙で女性の選挙権が行使され、女性国會議員39人誕生	
昭和22年 (1947年)		○日本国憲法施行 ○民法改正・家制度廃止	
昭和23年 (1948年)	○第3回国連総会で「世界人権宣言」採択		
昭和42年 (1967年)	○第22回国連総会で「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
昭和50年 (1975年)	○国際婦人年 ○国際婦人年世界会議（メキシコシティ）で「世界行動計画」を採択	○「婦人問題企画推進本部」、総理府婦人問題担当室を設置	
昭和51年 (1976年)	○1976年から1985年まで10年間を「国連婦人の10年」とする	○民法一部改正（離婚後の氏の選択自由に） ○第1回日本婦人問題会議（労働省）	○生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事を置く
昭和52年 (1977年)		○国内行動計画策定 ○国立婦人教育会館が、嵐山町に開館	○企画財政部に婦人問題企画室長を置く ○婦人問題庁内連絡会議設置 ○埼玉婦人問題会議発足
昭和53年 (1978年)			○第1回埼玉県婦人問題協議会
昭和54年 (1979年)	○第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択		○県民部に婦人問題企画室長を置く
昭和55年 (1980年)	○「国連婦人の十年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン） 女子差別撤廃条約の署名式	○民法一部改正（配偶者の法定相続分1/3→1/2）	○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 ○県民部に婦人対策課を設置 ○婦人関係行政推進会議設置

年号	世界の動き	日本の動き	埼玉県の動き
昭和56年 (1981年)	○ILO第156号条約の採択 (ILO総会) (男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)		
昭和59年 (1984年)		○国籍法及び戸籍法一部改正 (子の国籍…父系血統主義→父母両系主義)	○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定
昭和60年 (1985年)	○「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナイロビ) 「ナイロビ将来戦略」の採択 NGOフォーラム開催	○「女子差別撤廃条約」批准 ○「男女雇用機会均等法」成立 ○「労働基準法」一部改正(昭和61年施行)	○ナイロビ会議 NGOフォーラムに埼玉県婦人派遣団参加
昭和61年 (1986年)			○「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定
昭和62年 (1987年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	○「婦人対策課」を「婦人行政課」に名称変更
平成元年 (1989年)		○「法例」改正 (婚姻、親子関係等における男性優先規定の改正等)	
平成2年 (1990年)	○「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択 (国連・経済社会理事会) ○ILO第171号条約(夜業に関する)採択 (ILO総会)		○「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定 ○埼玉県県民活動総合センター(伊奈町)の開館
平成3年 (1991年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 ○「育児休業法」成立(平成4年施行)	○「婦人行政課」を「女性政策課」に名称変更
平成4年 (1992年)		○初の婦人問題担当大臣設置	

年号	世界の動き	日本の動き	埼玉県の動き
平成5年 (1993年)	○世界人権会議（ウィーン） ○「女性に対する暴力撤廃宣言」採択（国連総会）	○「パートタイム労働法」成立	○「埼玉女性の歩み」発行
平成6年 (1994年)	○ILO第175号条約（パートタイム労働に関する）採択（ILO総会） ○国際人口・開発会議開催（カイロ）	○男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置	○1994 彩の国の女性」発行
平成7年 (1995年)	○社会開発サミット開催（コペンハーゲン） ○第4回国連世界女性会議開催（北京） 「行動綱領」「北京宣言」の採択	○「育児・介護休業法」成立（平成11年施行） ○ILO第156号条約批准（家族的責任条約）	○「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定
平成8年 (1996年)		○「男女共同参画2000年プラン」策定	○「世界みらい会議」開催 「埼玉宣言」採択
平成9年 (1997年)		○労働基準法一部改正（平成11年施行） ○「男女雇用機会均等法」等一部改正（平成11年施行）	○県民部女性政策課から環境生活部女性政策課に組織変更 ○女性関係行政推進会議を男女共同参画推進会議に改組 ○女性センター（仮称）基本構想策定
平成10年 (1998年)			○女性センター（仮称）基本計画策定
平成11年 (1999年)	○エスキャップハイレベル政府間会議（バンコク）	○「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ○改正男女雇用機会均等法及び改正労働基準法、育児介護休業法が施行 ○児童買春・児童ポルノ禁止法成立 ○男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	○女性問題協議会：男女共同参画推進条例(仮称)答申
平成12年 (2000年)	○国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）	○「介護保険法」施行 ○「男女共同参画基本計画」策定 ○ストーカー規正法成立	○「彩の国国際フォーラム2000年」開催 ○「埼玉県男女共同参画推進条例」制定

年号	世界の動き	日本の動き	埼玉県の動き
平成13年 (2001年)		○中央省庁改革により内閣府に男女共同参画局を設置 ○女性週間（4月10日から16日）を男女共同参画週間（6月23日から29日）に変更 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」施行	○「女性政策課」を「男女共同参画課」に名称変更
平成14年 (2002年)			○「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定 ○With You さいたま（埼玉県男女共同参画推進センター）開設
平成15年 (2003年)		○「次世代育成支援対策推進法」施行	
平成16年 (2004年)		○「少子化社会対策大綱」閣議決定 ○「DV防止法」一部改正（保護命令の拡大や被害者の自立支援の明確化）	
平成17年 (2005年)	○「北京+10」会議（ニューヨーク）	○「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ○「育児・介護休業法」等の一部改正（環境の整備について所要の措置）	
平成18年 (2006年)		○「男女雇用機会均等法」等一部改正（平成19年4月1日施行）	○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
平成19年 (2007年)		○「DV防止法」一部改正（保護命令制度の拡充、基本計画の策定が市町村についても努力義務）	
平成20年 (2008年)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定	○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の改定

年号	世界の動き	日本の動き	埼玉県の動き
平成 21 年 (2009 年)		○「配偶者等からの暴力防止 及び被害者支援基本計画」見 直し	
平成 22 年 (2010 年)	○「第 5 4 回国際婦人の地位 委員会（北京+15）開催	○「男女共同参画基本計画 （第 3 次）策定	○女性キャリアセンターを男 女共同参画推進センターに組 織統合
平成 24 年 (2012 年)			○産業労働部ウーマノミクス 課設置 ○「埼玉県男女共同参画基本 計画」策定 ○「配偶者からの暴力防止及 び被害者支援計画（第 3 次）」 制定 ○埼玉県男女共同参画推進セ ンター（With You さいたま） に配偶者暴力相談機能を付加
平成 25 年 (2013 年)		○「配偶者からの暴力の防止 及び被害者（等）の保護に関 する法律」改正	

2 関連法令・条例

日本国憲法（抄）

公布 昭和21年11月3日

施行 昭和22年 5月3日

第3章 国民の権利及び義務

（基本的人権の享有）

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

（自由・権利の保持）

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重と公共の福祉）

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（法の下での平等）

第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

〔2、3項略〕

（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）

第24条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

世界人権宣言（抄）

1948年12月10日 国際連合総会採択

前文

〔前略〕

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

〔後略〕

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

〔2略〕

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

〔2、3略〕

第25条

〔1略〕

- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(略称：女子差別撤廃条約) (抄)

1979年12月18日 国際連合総会採択

1985年 6月25日 批准

1985年 7月25日 発効

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会

的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成さ

れた時に廃止されなければならない。

- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育

並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできるかぎり早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

（a） 家族給付についての権利

（b） 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

（c） レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

（a） すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

（b） 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

（c） 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

（d） 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

（e） 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

（f） あらゆる地域活動に参加する権利

（g） 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

（h） 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等

に取り扱う。

- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。〔中略〕
委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。
〔後略、2～9略〕

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。
〔第19条、第20条略〕

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締

約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。〔後略〕

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

〔第22条略〕

〔第6部略〕

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

平成13年1月6日 施行

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第3条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

最終改正：平成26年4月23日法律第28号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当

と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、

命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項

第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後

に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第２８条の２に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第２条	被害者	被害者（第２８条の２に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第６条第１項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第１０条第１項から第４項まで、第１１条第２項第２号、第１２条第１項第１号から第４号まで及び第１８条第１項	配偶者	第２８条の２に規定する関係にある相手
第１０条第１項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第２８条の２に規定する関係を解消した場合

第６章 罰則

第２９条 保護命令（前条において読み替えて準用する第１０条第１項から第４項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

第３０条 第１２条第１項（第１８条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第２８条の２において読み替えて準用する第１２条第１項（第２８条の２において準用する第１８条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、１０万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第１条 この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。ただし、第２章、第６条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第７条、第９条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第２７条及び第２８条の規定は、平成１４年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条 平成１４年３月３１日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第１２条第１項第４号並びに第１４条第２項及び第３項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成19年7月11日法律第113号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成25年7月3日法律第72号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 （平成26年4月23日法律第28号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中次世代育成支援対策推進法附則第2条第1項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日

二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

(政令への委任)

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(略称：男女雇用機会均等法)

昭和47年7月1日法律第113号

最終改正：平成26年6月13日法律第67号

平成27年4月1日 施行

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

第2条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第3条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

第4条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項
二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前2項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第1節 性別を理由とする差別の禁止等

(性別を理由とする差別の禁止)

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第6条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新
（性別以外の事由を要件とする措置）

第7条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

（女性労働者に係る措置に関する特例）

第8条 前3条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてい

る事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

（婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等）

第9条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしては

ならない。

- 2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。
- 3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 妊娠中の女性労働者及び出産後1年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

（指針）

第10条 厚生労働大臣は、第5条から第7条まで及び前条第1項から第3項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第4条第4項及び第5項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第2節 事業主の講ずべき措置

（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必

要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第12条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第13条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第3節 事業主に対する国の援助

第14条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たって必要となる措置に関する計画の作成

三 前号の計画で定める措置の実施

四 前3号の措置を実施するために必要な体制の整備

五 前各号の措置の実施状況の開示

第3章 紛争の解決

第1節 紛争の解決の援助

（苦情の自主的解決）

第15条 事業主は、第6条、第7条、第9条、第12条及び第13条第1項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第16条 第5条から第7条まで、第9条、第11条第1項、第12条及び第13条第1項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第4条、第5条及び第12条から第19条までの規定は適用せず、次条から第27条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第 17 条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

- 2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第 2 節 調 停

(調停の委任)

第 18 条 都道府県労働局長は、第 16 条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第 6 条第 1 項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。

- 2 前条第 2 項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第 19 条 前条第 1 項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、3 人の調停委員が行う。

- 2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第 20 条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

- 2 委員会は、第 11 条第 1 項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行つたとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第 21 条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局長の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第 22 条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第 23 条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

- 2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第 24 条 前条第 1 項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第 2 項の通知を受けた日から 30 日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第 25 条 第 18 条第 1 項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、4 月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

- 一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

- 二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。
- 2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。
- 3 第1項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第1項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第26条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第27条 この節に定めるもののほか、調停の手續に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第4章 雑 則

(調査等)

第28条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

- 2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

- 3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第29条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

- 2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第30条 厚生労働大臣は、第5条から第7条まで、第9条第1項から第3項まで、第11条第1項、第12条及び第13条第1項の規定に違反している事業主に対し、前条第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第31条 船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第4条第1項並びに同条第4項及び第5項（同条第6項、第10条第2項、第11条第3項及び第13条第3項において準用する場合を含む。）、第10条第1項、第11条第2項、第13条第2項並びに前3条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第4条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第6条第2号、第7条、第9条第3項、第12条及び第29条第2項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第9条第3項中「労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和22年法律第100号）第87条第1項又は第2項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第17条第1項、第18条第1項及び第29条第2項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第18条第1項中「第6条第1項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第21条第3項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第18条第1項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第19条から第27条までの規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、3人の調停員で構成する合議体で取り扱う。

4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

5 第20条から第27条までの規定は、第2項の調停について準用する。この場合において、第20条から第23条まで及び第26条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第21条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第26条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第27条中「この節」とあるのは「第31条第3項から第5項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第32条 第2章第1節及び第3節、前章、第29条並びに第30条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第2章第2節の規定は、一般職の国家公務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第2号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和22年法律第85号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員に関しては適用しない。

第5章 罰 則

第33条 第29条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和58年12月2日法律第78号）

1 この法律（第1条を除く。）は、昭和59年7月1日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 （昭和60年6月1日法律第45号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、昭和61年4月1日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第20条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第1条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び第2条の規定による改正

後の労働基準法第6章の2の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成3年5月15日法律第76号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成7年6月9日法律第107号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成7年10月1日から施行する。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第9条 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家については、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第30条及び第31条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家に関し、労働省令で定めるところにより、当該働く婦人の家を設置している地方公共団体が当該働く婦人の家を第2条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第34条に規定する勤労者家庭支援施設に変更したい旨の申出を労働大臣に行い、労働大臣が当該申出を承認した場合には、当該承認の日において、当該働く婦人の家は、同条に規定する勤労者家庭支援施設となるものとする。

附 則 （平成9年6月18日法律第92号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成11年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第3条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第5条、第6条、第7条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第3条、第6条、第7条、第10条及び第14条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第1条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第26条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定（「事業主は」の下に「、労働省令で定めるところにより」を加える部分及び「できるような配慮をするように努めなければならない」を「できるようにしなければならない」に改める部分に限る。）、同法第27条の改正規定（「講ずるように努めなければならない」を「講じなければならない」に改める部分及び同条に2項を加える部分に限る。）、同法第34条の改正規定（「及び第12条第2項」を「、第12条第2項及び第27条第3項」に改める部分、「第12条第1項」の下に「、第27条第2項」を加える部分及び「第14条及び」を「第14条、第26条及び」に改める部分に限る。）及び同法第35条の改正規定、第3条中労働基準法第65条第1項の改正規定（「10週間」を「14週間」に改める部分に限る。）、第7条中労働省設置法第5条第41号の改正規定（「が講ずるように努めるべき措置についての」を「に対する」に改める部分に限る。）並びに附則第5条、第12条及び第13条の規定並びに附則第14条中運輸省設置法（昭和24年法律第157号）第4条第1項第24号の2の3の改正規定（「講ずるように努めるべき措置についての指針」を「講ずべき措置についての指針等」に改める部分に限る。） 平成10年4月1日

(罰則に関する経過措置)

第2条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年7月16日法律第87号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中地方自治法第250条の次に5条、節名並びに2款及び款名を加える改正規定(同法第250条の9第1項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第40条中自然公園法附則第9項及び第10項の改正規定(同法附則第10項に係る部分に限る。)、第244条の規定(農業改良助長法第14条の3の改正規定に係る部分を除く。))並びに第472条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第6条、第8条及び第17条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4項から第6項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定 公布の日

(略)

附 則 (平成11年7月16日法律第104号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年7月11日法律第112号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成13年11月16日法律第118号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年5月31日法律第54号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成14年7月1日から施行する。

(経過措置)

第28条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「旧法令」という。)の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長(以下「海運監理部長等」という。)がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「新法令」という。)の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長(以下「運輸監理部長等」という。)がした処分等とみなす。

第29条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

第30条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成14年7月31日法律第98号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1章第1節（別表第1から別表第4までを含む。）並びに附則第28条第2項、第33条第2項及び第3項並びに第39条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第38条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第39条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成18年6月21日法律第82号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成17年法律第62号）中社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第2条第1項第1号の4の改正規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

第2条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第6条第1項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に係属している同法第5条第1項のあつせんに係る紛争については、第1条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「新法」という。）第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（時効の中断に関する経過措置）

第3条 この法律の施行の際現に委員会に係属している第1条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第14条第1項の調停に関し当該調停の目的となっている請求についての新法第24条の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第4条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第5条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法及び第2条の規定による改正後の労働基準法第64条の2の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成20年5月2日法律第26号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成20年10月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第6条 この法律の施行前にした行為及び前条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第9条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成24年6月27日法律第42号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月13日法律第67号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第14条第2項、第18条及び第30条の規定 公布の日

(処分等の効力)

第28条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第29条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第30条 附則第3条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

次世代育成支援対策推進法

平成15年7月16日法律第120号

最終改正：平成26年4月23日法律第28号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第7条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第5条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第6条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第2章 行動計画

第1節 行動計画策定指針

第7条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画並びに第12条第1項の一般事業主行動計画及び第19条第1項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

二 次世代育成支援対策の内容に関する事項

三 次条第1項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の実施の事業、同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第2項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準

四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。

6 市町村は、おおむね1年に1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（都道府県行動計画）

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 都道府県は、おおむね1年に1回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 都道府県は、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（都道府県の助言等）

第10条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（市町村及び都道府県に対する交付金の交付等）

第11条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第12条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施

する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第3項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

第12条の2 前条第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

2 前条第4項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第6項の規定は、同条第1項に規定する一般事業主が第1項の規定による措置を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第13条 厚生労働大臣は、第12条第1項又は第4項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第14条 前条の規定による認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第13条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のもの（以下この項及び次項において「中小事業主」という。）が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であつて、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第12条第1項又は第4項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への

周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第4節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第5節 次世代育成支援対策推進センター

第20条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。）であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第1項の指定を取り消すことができる。

5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第2項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第1項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第3章 次世代育成支援対策地域協議会

第21条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第4章 雑則

(主務大臣等)

第22条 第7条第1項及び第3項から第5項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

2 第9条第5項及び第10条第2項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

3 第7条第2項第3号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

(権限の委任)

第23条 第12条から第16条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第5章 罰則

第24条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第14条第2項の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第20条第5項の規定に違反した者

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第24条、第25条又は前条第1号から第3号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第7条及び第22条第1項の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から、第8条から第19条まで、第22条第2項、

第23条から第25条まで、第26条第1号から第3号まで及び第27条の規定は平成17年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成37年3月31日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第20条第2項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第5項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第3条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

埼玉県男女共同参画推進条例

平成12年3月24日埼玉県条例第12号

平成12年4月1日 施行

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に對等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する政策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

3 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(県の施策等)

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
- 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。
- 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。
- 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- 五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
- 六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。
- 七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
- 八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第10条 埼玉県男女共同参画審議会（第12条第3項において「審議会」という。）は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

- 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認められるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。

4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

3 男女共同参画社会推進会議設置規程

平成16年3月29日

告示第24号

(設置)

第1条 男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の推進に向けて取組むため、男女共同参画社会推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 町の男女共同参画社会推進事業の企画に関すること。
- (2) 男女共同参画プランの策定に関すること。
- (3) 男女共同参画プランの見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか男女共同参画社会の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる15人以内の者をもって組織する。

- (1) 公募による市民
 - (2) 識見を有する者
- 2 前項第1号の市民とは、宮代町市民参加条例(平成15年宮代町条例第29号)第2条第1号アからウまでに掲げる者をいう。
- 3 町は、推進会議のメンバーが15人に満たないときは、必要に応じて第1項第1号のメンバーを随時、公募することができる。

(任期)

第4条 メンバーの任期は、2年とする。

- 2 メンバーは、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

(リーダー)

第5条 推進会議に、リーダー及びサブリーダーを置き、メンバーの互選によりこれを定める。

- 2 リーダーは、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議はリーダーが招集する。

- 2 リーダーは、推進会議の議長となる。
- 3 推進会議の会議は、メンバーの過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 推進会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、リーダーの決するところによる。

(メンバー以外の者の出席)

第7条 町は、推進会議の会議の運営を円滑に行うため、専門家等をアドバイザーとして出席させることができる。

- 2 リーダーは、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、会議に関係者の出席を求め意見

を聴くことができる。

(部会)

第8条 推進会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、リーダーが会議に諮って別に定める。

(謝金)

第9条 町は、推進会議のメンバーに謝金を進呈するものとする。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、総務政策課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、宮代町市民参加条例第16条第2項の規定に基づき、推進会議の運営に関し、約束事を定めることができる。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年告示第26号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年告示第37号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第42号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

4 男女共同参画社会推進会議委員名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	所属団体等
リーダー	渡 辺 久 剛	公 募
委 員	山 根 珠 江	民生委員・児童委員協議会
委 員	武 井 喜代美	識見を有する者
委 員	吉 田 も と	公 募

第2次宮代町男女共同参画プラン

～男女の人権が尊重された みんなにやさしいまちづくり～

発行日 / 平成27年3月

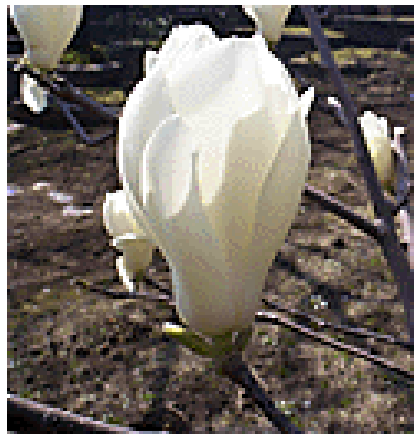
発行 / 宮代町

編集 / 宮代町総務政策課

〒345-8504

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1-4-1

電話 0480-34-1111（代表）



町の花「ハクモクレン」